

保育料・副食費の還付漏れについて

健康福祉部子育て支援課

1 概要

新型コロナウイルス感染症により保育所等へ登園しなかった日の保育料・副食費については、保護者に対し還付することとしていましたが、この度、令和4年4月分から令和5年1月分の対象者の一部に還付漏れが判明しました。

還付漏れが判明したのは、市内44保育所等中8園です。（公立園6園・私立園2園）

還付漏れの総額は、142件466,460円です。

区分	保育料		副食費		合計		世帯数
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
公立	35件	172,380円	61件	65,430円	96件	237,810円	78世帯
私立	46件	228,650円	-	-	46件	228,650円	29世帯
計	81件	401,030円	61件	65,430円	142件	466,460円	107世帯

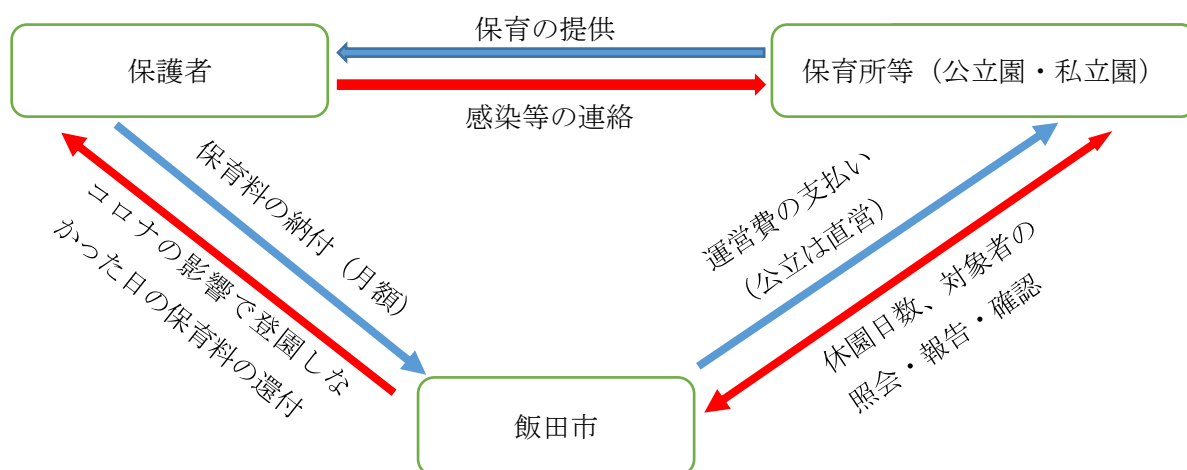
※保育料のうち、1件あたりの最高金額20,640円、最低金額420円

※副食費のうち、1件あたりの最高金額2,700円、最低金額230円

2 保育料・副食費の徴収と還付の仕組み

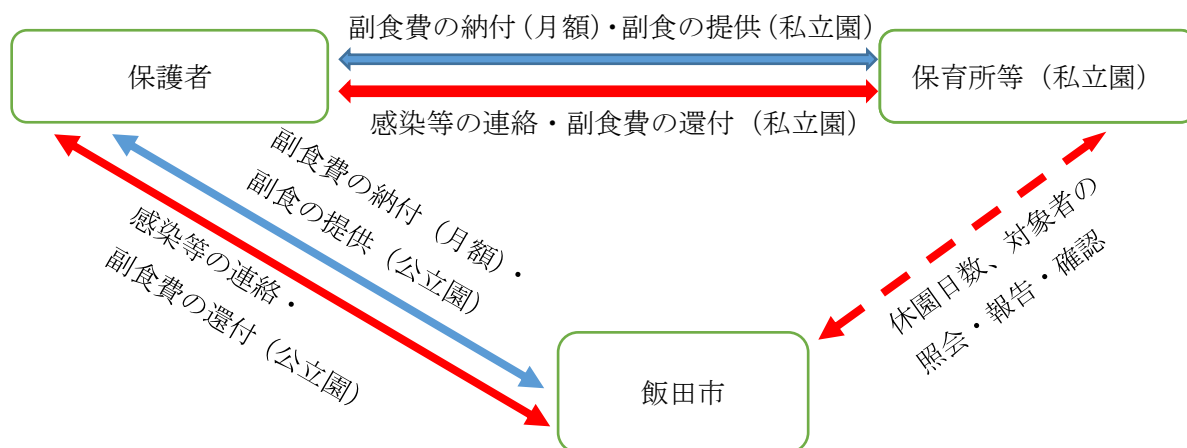
(1) 3歳未満児（給食代を含む）の保育料

- ・ 保育所等に入所する園児の保育料は、公立園・私立園ともに市が保育料を徴収します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により登園しなかった日の保育料は、子育て支援課が月ごとに照会し、各園からの報告を受けて、概ね2か月後に市から還付を行いました。



(2) 3歳以上児の副食費（保育料は無料）

- ・ 3歳以上児の副食費は、私立園については園が、公立園については飯田市が徴収します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により登園しなかった日の副食費は、私立園では保護者へ還付又は翌月の副食費で精算をしました。また、月ごとの照会に応じて、各園から子育て支援課へ報告いただきました。
- ・ 公立園は、子育て支援課が月ごとに照会し、各園からの報告を受けて、概ね2か月後に市から還付を行いました。（保育料と同様）



3 原因

(1) 保育所等

- ・ 子育て支援課への報告漏れがあったこと。
- ・ 報告するにあたって、出欠簿から報告書への転記漏れがあったこと。

(2) 子育て支援課

- ・ 還付対象者が無い場合は、報告を求めているなかったこと。
- ・ 報告のない保育所等に「還付対象者が無い」ことを確認していなかったこと。

4 経過と対応

年 月 日	内 容
令和5年5月30日（火）	・ 公立認定こども園に通園する保護者から子育て支援課に、令和4年12月にコロナの影響で欠席した分の保育料の還付について問い合わせ
	・ 子育て支援課から当該園に確認したところ、令和4年12月分の報告漏れが判明
令和5年5月31日（水）	・ 問い合わせいただいた保護者に謝罪と今後の対応について説明

令和5年6月1日（木） ～6日（火）	・報告漏れのあった園において、令和4年12月分以外の月で報告漏れが無いか確認 ・当該園の報告漏れのあった月分について、問い合わせいただいた保護者以外の還付金額の算定
令和5年6月7日（水）	・市内全保育所等へ、報告漏れが無いか確認を依頼
令和5年6月8日（木） ～14日（水）	・対象世帯に子育て支援課から電話又は訪問により謝罪及び今後の対応を説明 ・私立保育所における事案は、施設から対象世帯への謝罪・説明後、子育て支援課から謝罪及び今後の対応を説明 ・市内全保育所等の還付漏れの全体像の把握が完了し、件数、金額、世帯数を確定

5 再発防止策

- （1）園から市への申請・報告事務について、今般の新型コロナウイルス感染症への対応など臨時に発生した事務の場合も、該当がない場合は「該当がない」旨を報告する基本ルールを、全園と市で徹底します。
- （2）情報システム（グループウェアのToDoリスト機能）を活用するなどにより、全園からの報告・提出の状況を子育て支援課内全体ですぐわかるよう共有します。
- （3）園長会等で今回の事案を説明し、改めて正確な事務処理の徹底を指導していきます。また、各園の事務処理について、実地調査を行い、報告漏れ等の生じた実情を把握し、必要な園の事務サポートのあり方について検討します。
- （4）保育ICTシステムの早期導入など業務のデジタル化を進め、転記ミスや報告漏れを防ぐ事務改善に取り組みます。

※ 新型コロナウイルス感染症は、5月8日以降「5類感染症」（季節性インフルエンザ扱い）へと法の位置づけが変わったことから、保育料等の還付事務はありません。

※ 未払いの過年度還付金につきましては、速やかに還付を実施します。

6 参考資料

(1) 月別還付件数

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
公立（保）	13	10	1	3	73	70	35	53	35
公立（副）	20	37	20	48	136	92	59	180	68
私立（保）	79	90	40	70	297	211	51	316	296
計	112	137	61	121	506	373	145	549	399
区分	1月	2月	3月	計					
公立（保）	26	22	10	351					
公立（副）	61	32	9	762					
私立（保）	199	48	30	1,727					
計	286	102	49	2,840					

(2) 月別報告状況

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
還付対象者 報告済園数	26	29	14	31	39	32	29	34	33
報告漏れ・ 転記漏れの あった園数	1	1	1	1	1	2	0	3	4
還付対象者 なしの園	17	14	29	12	4	10	15	7	7
計	44	44	44	44	44	44	44	44	44
区分	1月	2月	3月	計					
還付対象者 報告済園数	36	30	19	352					
報告漏れ・ 転記漏れの あった園数	1	0	0	15					
還付対象者 なしの園	7	14	25	161					
計	44	44	44	528					